

# 合理的配慮に関する相談窓口があります

学生相談支援委員会

## 合理的配慮とは？

心身に障がいがある学生が、他の学生と等しい条件の下で、平等に学ぶ機会を持てるように配慮すること

Point :

本人からの「意思の表明」があり、  
「負担が過重でない」ときは合理的配慮を提供しなければならないことが定められています。  
\* 申請には、障がいについての証明やこれまでの配慮・支援の実施状況等を示すものが必要です。

## 出来ること・できないこと

過重な負担とはどんなこと？

1. 教育及び研究、その他大学が行う活動への影響がある場合
2. 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
3. 費用・負担の程度や大学の財務状況などが挙げられています。

\* 一緒に学ぶために行う環境調整であり、特別扱いすることではありません。

わからないことや不安なことがあれば、  
総合相談窓口につなげてもらいましょう。



## 相談から支援までのおおまかな流れ

自分で  
申し出てね

本人から各担任・保健室・学務室等へ  
合理的配慮の希望があることを伝える

総合相談窓口担当者と学生の面談  
・希望する支援内容の確認やこれまでの状況の聞き取り  
・証明や必要事項の確認を行う

検討会議  
・学生本人が希望する支援内容と提案をもとに  
相談窓口担当者と授業担当者との協議・調整

学生・窓口担当で決定事項の確認・調整

具体的な支援の実施

各コースの  
学生相談支援  
委員会の先生  
方が、窓口担  
当です。直接  
申し込みをし  
てもOK!

